

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

1 一括質問一括答弁方式

② 一問一答方式

質問件名 公共施設の利用者負担見直しには市民への丁寧な説明と合意形成を

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

市は、平成 20 年に公表された「小平市政に関する世論調査」において、公共施設の利用者負担についての設問に対し「利用者が経費を負担すべき(全額または一部)」と回答した人が 7 割近くいたこと(平成 28 年 12 月公表の調査も約 7 割)や、平成 22 年 3 月に受益者負担の適正化検討委員会でまとめられた報告書をもとに、利用者負担の見直しを行うとしています。しかし、平成 22 年 12 月に採択された「公民館など公共施設使用料の減免内容見直しについて」の請願書や平成 31 年 3 月議会における総務委員会の政策提言「持続可能な自治体経営について」にもあるとおり、市民活動を停滞させることのないよう市民の声を丁寧に聞き活動が継続できるよう配慮するほか、利用者負担見直しの背景となる受益者負担の原則の考え方やこれまでの検討の経緯をわかりやすく説明するなど、合意形成に至るまでのプロセスは慎重かつ充分に行うべきと考えます。そこで、以下質問いたします。

1. 市民意見交換会資料によれば、「公共施設の使用料」は施設の維持管理に要する費用を算出し、その半額を利用する市民に負担してもらう仕組みとなっているようですが、なぜこれまでほとんどの団体の使用料が減免されてきたのでしょうか。その経緯についてお示ください。

2. 平成 22 年 12 月議会の請願書提出から約 9 年が経過していますが、この間利用者負担の見直しについて市民に意見を求める機会があったのでしょうか。

3. 市としては、利用者負担を見直すことにより、市民活動団体の登録減などの程度影響があると考えていますか。

4. 市が提供するすべての公共サービスについて、「受益者負担の原則」は適応されるべきなのでしょうか。

5. 10 月から 11 月にかけて行われてきた市民意見交換会について、平均参加者数及び参加者から出た主な意見について教えてください。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 元 年 11 月 18 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 山浦 まゆみ

受付番号【 】

27	26	25	24

-(/)